

長崎県建設工事苦情処理手続要綱の一部改正についての新旧対照表

※ が改正部分

改 正 後	改 正 前
○ 長崎県建設工事苦情処理手続要綱 平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 149 号 最終改正 平成 26 年 9 月 2 日 26 建企第 313 号 第 1 条、第 2 条 略 (苦情処理の対象となる工事) 第 3 条 この要綱による苦情処理の対象となる工事は次のとおりとする。 (1) 事前審査型一般競争入札による工事 ただし、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定の適用を受ける工事における協定違反に係る苦情処理は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年 6 月 4 日長崎県告示第 588 号）に定めるところにより行うものとする。 (2)～(5) 略 第 4 条 略 (苦情申立てができる者及び申立てができる範囲並びに申立ての方法) 第 5 条 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲並びに申立てができる期間は、別表のとおりとする。 2 苦情の申立ては、別表の 4 の欄に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第 1 号）により、発注者である契約担任者に対して行うものとし、様式第 1 号には、申立者の住所及び氏名、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。 3～4 略	○ 長崎県建設工事苦情処理手続要綱 平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 149 号 最終改正 平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 210 号 第 1 条、第 2 条 略 (苦情処理の対象となる工事) 第 3 条 この要綱による苦情処理の対象となる工事は次のとおりとする。 (1) 事前審査型一般競争入札による工事 ただし、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定の適用を受ける工事に係る苦情処理は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年 6 月 4 日長崎県告示第 588 号）に定めるところにより行うものとする。 (2)～(5) 略 第 4 条 略 (苦情申立てができる者及び申立てができる範囲並びに申立ての方法) 第 5 条 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲並びに申立てができる期間は、別表のとおりとする。 2 苦情の申立ては、別表の 4 の欄に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第 1 号）により、発注者である事務所の長に対して行うものとし、様式第 1 号には、申立者の住所及び氏名、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。 3～4 略

(苦情申立てへの回答) 第6条 苦情の申立てがあった場合契約担任者は苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、苦情申立てに係る回答書（様式第2号）により回答するものとする。 2 略 (苦情申立ての却下) 第7条 契約担任者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日から起算して7日（休日を除く。）以内に、苦情申立て却下通知書（様式第4号）により、その申立てを却下することができるものとする。 第8条～第10条 略 (再苦情の申立てができる者及び再苦情申立てができる範囲) 第11条 第6条に規定する苦情申立てに係る回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服がある者は、当該回答書による回答を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約担任者に対し、再苦情申立書（様式第5号）により再苦情の申立てを行行うこととし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。 2 再苦情の申立てがあった場合、契約担任者は、速やかに長崎県入札監視委員会に審議を依頼するものとする。	(苦情申立てへの回答) 第6条 苦情の申立てがあった場合事務所の長は苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、苦情申立てに係る回答書（様式第2号）により回答するものとする。 2 略 (苦情申立ての却下) 第7条 事務所の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受理した日から起算して7日（休日を除く。）以内に、苦情申立て却下通知書（様式第4号）により、その申立てを却下することができるものとする。 第8条～第10条 略 (再苦情の申立てができる者及び再苦情申立てができる範囲) 第11条 第6条に規定する苦情申立てに係る回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服がある者は、当該回答書による回答を行った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、事務所の長に対し、再苦情申立書（様式第5号）により再苦情の申立てを行行うこととし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載するものとする。 2 再苦情の申立てがあった場合、事務所の長は、速やかに長崎県入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
(再苦情申立てへの回答) 第12条 監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、その結果を再苦情申立てに係る回答書（様式第6号）により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められなかったと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い事務所の長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。	(再苦情申立てへの回答) 第12条 事務所の長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、その結果を再苦情申立てに係る回答書（様式第6号）により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められなかったと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い契約担任者が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情の申立ての却下) 第13条 契約担任者は、申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受理した日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立て却下通知書（様式第7号）により、その申立てを却下することができるものとする。 第14条～第15条 (再苦情処理結果の公表) 第16条 契約担任者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、当該工事の入札結果一覧表に様式第5号及び様式第6号を添付する方法により、速やかに公表するものとする。 2 略	(再苦情の申立ての却下) 第13条 契約担任者は、申立て期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受理した日から起算して7日以内（休日を除く。）に、再苦情申立て却下通知書（様式第7号）により、その申立てを却下することができるものとする。 第14条～第15条 (再苦情処理結果の公表) 第16条 契約担任者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、当該工事の入札結果一覧表に様式第5号及び様式第6号を添付する方法により、速やかに公表するものとする。 2 略
附 則 (施行期日) 1 本要領は、平成15年7月1日より施行する。 本要綱は、平成16年4月1日から施行する。 本要綱は、平成16年7月1日から施行する。 本要綱は、平成17年1月4日から施行する。 本要綱は、平成17年4月1日から施行する。 本要綱は、平成23年4月1日から施行する。 本要綱は、平成25年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 略	附 則 (施行期日) 1 本要領は、平成15年7月1日より施行する。 本要綱は、平成16年4月1日から施行する。 本要綱は、平成16年7月1日から施行する。 本要綱は、平成17年1月4日から施行する。 本要綱は、平成17年4月1日から施行する。 本要綱は、平成23年4月1日から施行する。 本要綱は、平成25年7月1日から施行する。 本要綱は、平成26年9月10日から施行する。 (経過措置) 2 略

様式第1号（第5条関係）

苦情申立書

年 月 日

(契約担当者) 様

1. 苦情申立者の住所氏名

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(電話番号)

印

2. 苦情申立ての対象となる工事名

工事番号

工 事 名

3. 不服のある事項

4. 3の主張の根拠となる事項

様式第1号（第5条関係）

苦情申立書

年 月 日

(事務所の長等) 様

1. 苦情申立者の住所氏名

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(電話番号)

印

2. 苦情申立ての対象となる工事名

工事番号

工 事 名

3. 不服のある事項

4. 3の主張の根拠となる事項

様式第2号（第6条関係）		様式第2号（第6条関係）	
年 月 日		年 月 日	
商号又は名称 代 表 者 名 様		商号又は名称 代 表 者 名 様	
(契約担任者) 印		(事務所の長等) 印	
苦情申立てに係る回答書		苦情申立てに係る回答書	
年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。		年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。	
記		記	
1. 工事番号 工 事 名		1. 工事番号 工 事 名	
2. 申立事項への説明		2. 申立事項への説明	
3. 再苦情申立について 本回答書について異議がある場合は、 <u>契約担任者</u> に対し再苦情の申立てを行うことができません。 再苦情の申立てを行う場合は、本回答書による回答を行った日の翌日から起算して7日（長崎県の休日を除く。）以内に様式第5号によるものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載して下さい。		3. 再苦情申立について 本回答書について異議がある場合は、この工事を所管する課長又は事務所の長に対し再苦情の申立てを行うことができます。 再苦情の申立てを行う場合は、本回答書による回答を行った日の翌日から起算して7日（長崎県の休日を除く。）以内に様式第5号によるものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項等について記載して下さい。	

様式第3号（第6条関係）

商号又は名称
代表者名

様

年 月 日

(契約担任者) 印

回答期限延長通知書

年 月 日付で申立てがあった苦情申立てに対する回答期限を、下記のとおり延長
します。

記

1. 工事番号
工 事 名

2. 回答期限

- (1) 延長前の回答期限
(2) 延長後の回答期限

年 月 日
年 月 日

3. 回答期限を延長する理由

様式第3号（第6条関係）

商号又は名称
代表者名

様

年 月 日

(事務所の長等) 印

回答期限延長通知書

年 月 日付で申立てがあった苦情申立てに対する回答期限を、下記のとおり延長
します。

記

1. 工事番号
工 事 名

2. 回答期限

- (1) 延長前の回答期限
(2) 延長後の回答期限

年 月 日
年 月 日

3. 回答期限を延長する理由

様式第 4 号 (第 7 条関係)		様式第 4 号 (第 7 条関係)	
商号又は名称 代表者名	様	商号又は名称 代表者名	様
年 月 日		年 月 日	
(契約担当者) 印		(事務所の長等) 印	
苦情申立て却下通知書		苦情申立て却下通知書	
年 月 日付で申立てがあった苦情申立てについては、下記の理由により却下します。		年 月 日付で申立てがあった苦情申立てについては、下記の理由により却下します。	
記		記	
1. 工事番号 工 事 名		1. 工事番号 工 事 名	
2. 却下の理由		2. 却下の理由	

様式第5号 略

様式第6号 (第12条関係)

商号又は名称
代表者名

様

(契約担当者)

印

年 月 日

再苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1. 工事番号
工 事 名

2. 申立事項への説明

様式第5号 略

様式第6号 (第12条関係)

商号又は名称
代表者名

様

(事務所の長等)

印

年 月 日

再苦情申立てに係る回答書

年 月 日付で申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1. 工事番号
工 事 名

2. 申立事項への説明

様式第7号 (第13条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

(契約担任者) 印

再苦情申立て却下通知書

年 月 日付で申立てがあった再苦情申立てについては、下記の理由により却下します。

記

1. 工事番号
工 事 名

2. 却下の理由

様式第7号 (第13条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

(事務所の長等) 印

再苦情申立て却下通知書

年 月 日付で申立てがあった再苦情申立てについては、下記の理由により却下します。

記

1. 工事番号
工 事 名

2. 却下の理由

別表

1. 入札方式	2. 苦情申立てができる者	3. 苦情申立てができる範囲	4. 苦情申立てができる期間	5. 苦情申立てを審議する機関
事前審査型 一般競争入札 (試行含む)	・競争参加資格がないと認められた者 ・VE提案に基づく入札を否とされた者 ・技術提案が採用されなかった者	・競争参加資格がないと認めた理由 ・VE提案に基づく入札を否とした理由 ・技術提案が採用されなかった理由	略	略
略	・入札に参加した者で落札者とならなかった者 ・技術提案または施工計画が採用されなかった者	・落札者を決定したこと及び当該入札参加者が落札者とならなかった理由 ・技術提案または施工計画が採用されなかった理由	略	略
略				
略				
略				
略				
略				

別表

1. 入札方式	2. 苦情申立てができる者	3. 苦情申立てができる範囲	4. 苦情申立てができる期間	5. 苦情申立てを審議する機関
事前審査型 一般競争入札 (試行含む)	・競争参加資格がないと認められた者 ・VE提案に基づく入札を否とされた者	・競争参加資格がないと認めた理由 ・VE提案に基づく入札を否とした理由	略	略
略	・入札に参加した者で落札者とならなかった者	・落札者を決定したこと及び当該入札参加者が落札者とならなかった理由	略	
略				
略				
略				
略				
略				